

# 茨城空港サポートーズ運営規約

## 第1条(会の目的)

- ① 行政・団体・企業で組織される茨城空港利用促進協議会とは別に、個人や中小企業を中心とした会員を募り、民間レベルでの茨城空港利用促進を図る。
- ② 茨城空港への関心と利用の機運を高めると共に、茨城空港を核とした地域活性化や新ビジネス創出などを目指し、様々な活動や企画を行う。
- ③ その他、茨城県内外への茨城空港に関する広報啓発活動、空港ターミナルビル内や航空広場等におけるイベント誘致や企画提案他、情報提供等を行う。

## 第2条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

茨城空港サポートーズ (2009年9月11日 発会式開催)

## 第3条(事務局所在地)

この会の事務局を以下に置く。

〒310-0913 茨城県水戸市見川町2139-5  
(亀印製菓本店2階) ※発足から2011年9月11日まで

〒310-0911 茨城県水戸市見和3-663-10  
(中川学園調理技術専門学校内) ※2011年9月12日～2015年9月11日まで

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町1696  
(安東タイヤサービス内) ※2015年9月12日～

〒310-0853 茨城県水戸市平須町1821-46  
英彩人 石井丈英(事務局長) ※2022年9月11日～

## 第4条(会員)

企業・団体の経営者または個人で、茨城空港サポートーズの目的に賛同する方

## 第5条(役員)

この会に以下の役員を置く。

名誉団長 1名

団長 1名

代表理事 1名

専務理事 1名

事務局長 1名

事務局次長 1名

## 第6条(役員及び役員の任期)

役員及び役員の任期は理事会にて協議の上で決定とする。

## 第7条(代表)

団長は会を代表し、円滑な運営に努める。

代表理事は団長を補佐し、団長が欠員のときは団長の職務を遂行する。

専務理事は代表理事を補佐し、代表理事が欠員のときは代表理事の職務を遂行する。

## 第8条(運営)

おおむね年一回の理事会を開催する。

重要事項については、会員による総会を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。

会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

## 第9条(会費)

会費を年間5,000円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

※運用上、2018年度以降より年会費の徴収はせず、茨城空港サポートーズ主催イベント開催時のみ経費負担金を徴収する形態に移行。

## 第10条(規約改正)

この規約は、役員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 附則

(1) 本規約は2009年9月11日から施行する。

団長を海老沢勝二、代表理事を幡谷浩史とする。

(2) 本規約は2022年9月11日に改定する。

海老沢勝二を名誉団長とし、幡谷浩史を団長、大関康男を代表理事とする。

(3) 本規約は、2025年4月1日に改定する。

専務理事を設置、河原井忠男とする。